

『教育相談室教育用コンピュータシステム賃貸借  
(北教育相談室外4室)』調達仕様書

令和6年4月19日

さいたま市  
教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室

## 目次

1.	調達物件の名称	1
2.	賃貸借物件	1
3.	契約期間及び借入期間	1
3.1	契約期間	1
3.2	借入期間	1
4.	搬入及び撤去条件	1
4.1	搬入及び設置場所	1
4.2	納入期日	1
4.3	その他	1
5.	賃貸借物件の据付調整等	2
6.	検査	2
7.	作業計画	2
8.	保証	2
9.	保守	2
9.1	保守について	2
9.2	障害への対応	3
10.	動産総合保険	3
11.	賃借料	3
11.1	賃借料等明細の提出	3
11.2	賃借料の請求	3
11.3	支払い方法	3
12.	その他	3
13.	別途協議	3

## 1. 調達物件の名称

教育相談室教育用コンピュータシステム賃貸借（北教育相談室外4室）

## 2. 賃貸借物件

別紙1「賃貸借物件明細書」のとおり。

## 3. 契約期間及び借入期間

### 3.1 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）  
ただし、契約期間中であっても予算の減額又は削除があった場合には、さいたま市（以下「甲」と記す。）は本仕様書に基づき賃貸借契約を締結するもの（以下「乙」と記す。）と協議の上で契約を変更又は解除することができる。

### 3.2 借入期間

令和6年7月1日から令和10年3月31日まで（45か月）

## 4. 搬入及び撤去条件

### 4.1 搬入及び設置場所

さいたま市北区日進町2-1915-1外

設置場所は、別紙1「賃貸借物件明細書」のとおり。

### 4.2 納入期日

令和6年7月1日まで

### 4.3 その他

賃貸借物件の搬入、賃貸借満了後の設置場所からの回収・撤去に要する費用は、乙の負担とする。  
なお、借入期間満了後、配置した機器を全て撤去し、また、機器に付属（内蔵等をいう。）する記憶装置等について、データが参照できないよう速やかに抹消措置等を講じること。抹消措置等の要件を以下に示す。

- ① 物理的な破壊又は磁気的な破壊により抹消措置を講じること。
- ② 物理的な破壊又は磁気的な破壊により抹消措置を講じることが困難であるときは、データ消去ソフトによりデータ消去を行い、復元不可能な状態にすること。
- ③ 抹消措置等における実施者、実施方法及び実施時期は、予め甲乙協議の上、書面で定めること。

- ④ 抹消措置等に甲が立ち会うことができない場合は、当該措置を講じたことを証明する書類等を提出すること。

賃貸借物件の梱包材等、甲が不要と判断する機器の添付品等については、乙において引き取ること。この内、借入期間満了後に返却が必要なものは、乙で保管すること。なお、これらの保管費用は乙の負担とする。

## 5. 賃貸借物件の据付調整等

乙は、納入期日までに、賃貸借物件を使用できる状態に調整(以下、「据付調整等」と記す。)の上、甲に、引き渡さなければならない。据付調整等の主な作業内容を、別紙 2「据付調整等作業仕様書」に示す。なお、据付調整等の費用は、乙の負担とする。

## 6. 検査

賃貸借物件の据付調整等作業の完了後、甲が検査を行う。

検査において合格と認められないときは、乙は甲が指定する期日までに正常な物品への取り替え等を乙の負担において行い、再度検査を受けること。

## 7. 作業計画

本契約締結後、甲と調整を行い、乙は搬入及び据付調整等の計画書を作成し甲の承認を得ること。

## 8. 保証

賃貸借物件のメーカー保証期間中において故障が発生したときは、乙は速やかに故障の状況に応じて部品の交換や代替機器との取り替え等は無償で行うこと。

また、機器やそれを構成する部品に重大な瑕疵が発見されたときは、メーカー保証期間内であるかどうか、また、現に障害が発生しているか否かにかかわらず、必要に応じて部品の交換や代替機器との取り替え等は無償で行うこと。

## 9. 保守

### 9.1 保守について

賃貸借物件の保守委託業務の要件を以下に示す。なお、乙は賃貸借物件の引渡し後、借入期間中にこの契約を支障なく行うために必要な機器の保守部品等を確保等すること。

- ① 賃貸借物件の保守サービスの受付時間は、平日 9:00～17:00 とすること。
- ② 障害の回復または応急処置が可能な保守員を確保し、甲から障害の連絡を受けた場合、障害連絡後 4 時間以内を目処に到着し、迅速に復旧作業に着手すること。
- ③ 乙は、他社製品であっても保守部品を供給すること。
- ④ 機器の安定稼動のため、少なくとも 1 年に 1 回は機器の定期保守を行うこと。

- ⑤ 賃貸借物件に関する技術的問題、ソフトウェアのバグ、パッチ及びバージョンアップ等の情報を無償にて速やかに甲に提供し、甲が必要と認めた場合には、パッチ等のプログラムを配付及び適用すること。
- ⑥ 他社製品を含め総合的な保守体制を確保し、乙の責任において維持すること。
- ⑦ 保守連絡窓口は1ヶ所とすること。

## 9.2 障害への対応

教育相談室教育用コンピュータシステム運用上で障害が発生した場合、障害発生原因の一次切り分けは甲が行う。甲から賃貸借物件に関する障害発生連絡があった場合、乙は速やかに障害発生原因の診断及び切り分けを行って、緊急修理保守を実施すること。

## 10. 動産総合保険

賃貸借物件には、乙の負担において動産総合保険を付すること。

## 11. 賃借料

### 11.1 賃借料等明細の提出

乙は、本仕様書に基づく契約により甲が賃借する機器等に関し、賃借料等の明細を速やかに提出しなければならない。

### 11.2 賃借料の請求

賃借料は、借入期間の開始月からとし、乙は、毎月末終了日以後に請求書をもって賃借料を請求するものとする。

### 11.3 支払い方法

甲は、契約履行を確認の上、月ごとに1ヶ月にかかる賃借料を乙に支払うものとする。

## 12. その他

(1) 本仕様書に記載がなくても、機器等の搬入及び回収・撤去に一般的に必要な作業、消耗品等については、乙の負担において提供すること。

(2) 契約締結後、機器の仕様等を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上変更できるものとする。

## 13. 別途協議

仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して別に定める。

以上

## 賃貸借物件明細書

### 1 設置場所一覧

	設置場所	所在地
1	北教育相談室	さいたま市北区日進町 2-1915-1 (さいたま市立つばさ小学校体育館 2 階)
2	堀崎教育相談室	さいたま市見沼区堀崎町 48-1 (さいたま市職員研修センター1 階)
3	岸町教育相談室	さいたま市浦和区岸町 6-13-15 (さいたま市立教育研究所 1 階)
4	美園教育相談室	さいたま市緑区美園 4-19-1 (さいたま市美園コミュニティセンター3 階)
5	岩槻教育相談室	さいたま市岩槻区本町 3-2-5 (ワッツ東館 4 階)

### 2 設置場所別台数内訳

機器等	設置場所					計
	北	堀崎	岸町	美園	岩槻	
ノート型コンピュータ	5	5	5	5	5	25
ソフトウェア	5	5	5	5	5	25
プリンター	1	1	1	1	1	5
プロジェクター	1	1	1	1	1	5
スクリーン	1	1	1	1	1	5
デジタルビデオカメラ	1	0	1	0	1	3

### 3 仕様明細書

#### (1) ノート型コンピュータ (25 台)

仕様項目	仕様内容等
OS	Microsoft Windows 11 Pro または同等品以上
CPU	Intel Core i5 2.40GHz 同等品以上
メインメモリ	8GB 以上
内蔵 HD	SSD256GB 以上または HDD500GB 以上
光学式ドライブ	内蔵ドライブが望ましいが、外付けドライブでも可 ディスクは、DVD 及び CD のデータの読取に対応

LAN	無線 : Wi-Fi 6(IEEE802.11ax)(2.4Gbps)+ IEEE802.11ac/a/b/g/n 準拠
WEB カメラ	内蔵で、有効画素数 約 92 万画素 (デュアルマイク付) 以上であること
インターフェイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HDMI®出力端子×1 以上、</li> <li>・ LAN (RJ45) ×1</li> <li>・ USB3.1 (Gen1) ×2 以上、</li> <li>・ USB3.1(Gen1) Type-C×1 以上、</li> <li>・ マイク入力/ヘッドホン出力端子×1 あること</li> </ul>
ディスプレイ	13.3 型以上
キーボード	JIS 配列準拠
マウス	USB 光学式有線マウス ※マウスパットを付属すること
ヘッドセット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ステレオタイプであること</li> <li>・ USB 接続であること</li> <li>・ ノイズキャンセリングマイクであること</li> </ul>
電源供給方式	AC アダプタ及びリチウムイオンバッテリー
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「PC グリーンラベル制度」の審査基準を満たすこと</li> <li>・ J-Moss グリーンマークに対応していること</li> <li>・ Microsoft Windows 11 Pro として、再セットアップできるように、再セットアップ用データを DVD にて納品すること</li> </ul>

## (2) ソフトウェア (25 式)

仕様項目	仕様内容等
統合ソフト	Microsoft Office Home & Business 2021 または同等品以上
画像・動画編集ソフト	Adobe Photoshop Elements 2023 & Premiere Elements 2023 または同等品以上
ウイルス対策ソフト	ESET NOD32 アンチウイルス または同等品以上
データ復元用ソフト	Acronis Snap Deploy または同等品以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リース物件数に応じたライセンス数を調達し、プロダクトコードの発行を行うこと</li> <li>・ インストールメディア 1 式を納入すること</li> </ul>

## (3) プリンター (5 台)

仕様項目	仕様内容等
------	-------

形式	デスクトップタイプ
プリント方式	インクジェット方式
カラー対応	フルカラー
解像度	最高：4,800×1,200dpi 以上
用紙サイズ	A3 対応
インク	4 色以上 カートリッジ：各単色独立タイプ
最大印刷速度	カラー22 枚/分・モノクロ 32 枚/分以上
給紙枚数	標準 500 枚以上
自動両面印刷	標準対応
ネットワーク	無線 LAN 対応
その他	・納品時に同梱されているインクの他に、予備用としてメーカー純正 4,000 ページ以上可能なインクを各色 3 セット納品すること

## (4) プロジェクター (5 台)

仕様項目	仕様内容等
方式	三原色液晶シャッター式投影方式
明るさ	全白・カラー 4,000lm 以上
解像度	Full HD (1,920×1,080) または WXGA (1,280×800)
質量	3.4kg 以下
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・黒板投影モード／タテ自動台形歪み補正機能／スピーカー (16W 以上)／入力信号自動検出</li> <li>・HDMI ケーブル、LAN ケーブルにて接続し、投影が可能であること</li> <li>・ノート型コンピュータのディスプレイ画面を表示できる仕様であること</li> </ul>
付属品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用置き台(キャスター及びラチャット式高さ調節付き)</li> <li>・HDMI ケーブル 5m、10m</li> <li>・LAN ケーブル 10m</li> <li>・交換ランプ：1 個を交換用として納品すること</li> </ul>

## (5) スクリーン (5 台)

仕様項目	仕様内容等
種類	自立型、携帯型



内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ケース一体型携帯用</li><li>・スクリーンサイズ：60型（インチ）以上 80型（インチ）以下</li><li>・質量：10kg以下</li></ul>
----	---

## (6) デジタルビデオカメラ（3台）

仕様項目	仕様内容等
画素数（動画時）	200万画素以上
光学ズーム倍率	25倍以上
内蔵メモリ	32GB以上
手ブレ補正方式	光学式
液晶モニター	カラー液晶、2.7型（インチ）以上
記録媒体	SD/SDHC/SDXCメモリーカード対応
その他	コンピュータ接続ケーブル等の附属品及びソフトケースを付けること

以上

## 据付調整等作業仕様書

別紙 1 「賃貸借物件明細書」の各機器等について以下の作業を実施すること。

### 1 接続設定関連

仕様項目	仕様内容等
基本接続設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノート型コンピュータ、プリンターは、無線での接続設定を行うこと</li> <li>・ノート型コンピュータのインターネット接続設定は、各設置場所にある Wi-Fi へ接続設定を行うこと。</li> <li>・設置に際しては、指定のソフトウェアをインストールし、各種設定後すぐに使用できる状態とすること</li> <li>・アプリケーションソフトに係るライセンスの申請、登録、更新等の事務手続き及び費用は納入業者の負担とすること</li> <li>・必要に応じてセキュリティソフトの更新作業を行うこと</li> </ul>

### 2 保守・その他

仕様項目	仕様内容等
構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存設備の設定を考慮し、設置場所担当者と打ち合わせしながらスムーズな移行ができるよう考慮して作業を行うこと</li> <li>・原則として、今回置き換える機器等の設定を引き継ぐこと</li> <li>・設置する PC の Windows Defender を無効化すること。(導入するウイルス対策ソフトを有効化するため。)</li> <li>・ネットワーク環境・接続設定については、総合教育相談室に確認し連携の上で作業を行うこと</li> <li>・設置場所のネットワーク設定変更や配線(OAタップを含む)を伴う場合は設置者負担にて作業を行うこと</li> <li>・床面の電源ケーブル等の配線においては、露出部分ができるべく少なくなるように配線を行うとともに、配線系統図、ケーブル番号表の一覧を作成し、提出すること。</li> <li>・機器の設置に関わる部材等は設置者の負担とする</li> <li>・アプリケーション保守事業者が実施する動作確認について、現場立会を実施すること</li> <li>・甲で示す管理用シールを作成し、導入機器に貼附すること</li> </ul>

## 3 納品物

次の表に記載された資料を、機器等納入時に提出することなお、具体的な資料の内容は  
甲乙協議して決定する

No.	提出資料	媒体	数量	提出先
1	機器一覧表	電子	1部	総合教育相談室
2	システム構成図	電子	1部	総合教育相談室
3	配線系統図、機器設定情報	電子	1部	総合教育相談室
4	機器の取扱説明書	電子	1部	総合教育相談室
		紙	各1部	各設置場所
5	納入機器等の保証書	電子または紙	1部	各設置場所

以 上